東近江市産後ケア事業の利用について

産後ケア事業(短期入所型及び通所型)利用時の過ごし方や持ち物について、一例を記載します。
御不明点は利用までに事業所に御確認ください。

✿ 産後ケア事業利用時の過ごし方（例）

短期入所型　ショートステイ型	
10:00	入所
	ケア・相談
12:00	昼食
	ケア・相談
18:00	夕食
	ケア・相談
22:00	就寝
8:00	朝食
10:00	退所

通所型　デイサービス型	
10:00	入所
	ケア・相談
12:00	昼食
17:00	ケア・相談
18:00	退所

＊利用時間は、短期入所型24時間以内、通所型原則8時間としています。入所時間や退所時間は事業所ごとに異なります。

✿ 持ち物　参考例です。事業所ごとに持ち物も異なりますので利用施設にご確認ください。

【お母さん】
・産後ケア事業利用承認決定通知書・自己負担金　・コップ
・着替え　・洗面用具　・スリッパ
・マスク　・バスタオル　・フェイスタオル
・ティッシュペーパー
・加入する医療保険が確認できる書類　・母子健康手帳　など

【赤ちゃん】
・着替え
・おむつ、おしり拭き
・福祉医療費受給券
・加入している医療保険が確認できる書類
・（必要な人）ミルク、哺乳瓶など

✿ 注意事項

- 利用者の都合（体調不良など含む）により、日程を変更または中止する場合は、キャンセル料の支払いが必要です。（キャンセル料は利用する施設ごとに規定があります。）
- 食事代が別途発生します。あらかじめご確認ください。
- 利用日程を変更又は中止しようとするときは、直ちに市及び事業所等に連絡してください。
- 利用時は、事業所等の規則及び職員の指示に従ってお過ごしください。
- 利用中は各種ケア及び相談を受けながら、原則的に母子同室でお過ごしください。

✿ お問合せ

東近江市健康医療部健康推進課（東近江保健センター内）
TEL：0748−23−5050
受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～午後4時30分

R8.10.1改正